

2023年度入学料免除・徴収猶予（延納）、授業料免除・徴収猶予（延納・分納）の申請手続きについて

（経営管理研究科（経営管理専攻）9月合格者用）

入学料免除・徴収猶予（延納）及び前期（4～9月）分授業料免除・徴収猶予（延納・分納）の申請希望者は、入学料及び授業料を納入せず、下記の要領により、指定期間内に必要書類を添えて所定の手続きを行ってください。なお、免除・徴収猶予申請においては、不許可となることもありますので、入学料及び授業料納入の準備は必ず事前に行っておいてください。

後期（10月～翌年3月）分の授業料免除・徴収猶予（延納・分納）の申請手続きについては、改めて8月下旬頃、本学ウェブサイトでお知らせします。

記

I. 入学料免除・徴収猶予（延納）

1. 入学料免除・徴収猶予（延納）の対象者

- ① 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したこと、又は本人若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより入学料の納入が著しく困難である者
- ② ①に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者
- ③ 大学院に入学する者であって、経済的理由により入学料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者

2. 申請の種類

- ① 入学料の免除を希望する
- ② 入学料の徴収猶予（延納）を希望する

3. 免除の額

入学料免除の許可者は、納入すべき入学料の全額又は半額が免除されます。

4. 徴収の猶予

入学料免除・徴収猶予（延納）の申請者は、許可の可否を判定するまでの間、入学料の納入が猶予されます。

5. 結果発表後の納入について

結果発表は2023年7月末を予定しています。

【免除を希望】の場合

不許可者及び半額免除者は、結果発表から14日以内の指定された期日までに、所定の入学料を納入してください。ただし、経済的理由を認定された者は、結果発表後に徴収猶予の手続きをとることで、2023年9月中旬（予定）まで納入の猶予が認められることがあります。

【徴収猶予（延納）を希望】の場合

許可者は、2023年9月中旬（予定）までに入学料を納入してください。不許可者は、結果発表から14日以内の指定された期日までに所定の入学料を納入してください。

【注意】所定の期間内に入学料納入がない場合には、除籍となるので十分注意してください。

6. 申請方法・申請期限（期限厳守）

- ① 申請希望者は、大学院研究科の入学手続期間内（**2022年10月3日（月）～10月7日（金）**）に本学ウェブサイト（<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/enrollment-fees-exemption.html>）より事前申込書をダウンロードし、必要事項を記入の上、メールで学生支援課（scholarship@ad.hit-u.ac.jp）に提出してください。
- ② 申請希望者へは、後日学生支援課よりメールで申請書類を配布します。
- ③ 申請希望者は、受け取った申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、2023年3月1日（水）～3月7日（火）に学生支援課へ簡易書留郵便で郵送（必着）または窓口へ直接提出してください。
＜郵送先＞ 〒186-8601 東京都国立市中2-1 一橋大学 学生支援課 燋学事業係 宛
＜窓口受付時間＞ 8:30～17:15（土日除く）

※期間内に申請書類の提出がないと、入学手続きが完了したことにならないので、十分注意してください。

II. 授業料免除

1. 授業料免除の対象者

- ① 経済的理由により授業料の納入が困難であり、かつ、学業優秀な者
- ② 入学前1年以内において、学資負担者が死亡したこと、又は本人もしくは学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより授業料の納入が著しく困難である者
- ③ ②に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある者

2. 免除の額

授業料免除の許可者は、半期分授業料の全額又は半額が免除されます。

3. 徴収の猶予

授業料免除の申請者は、許可の可否を判定するまでの間、授業料の納入が猶予されます。

4. 結果発表後の納入

結果発表は2023年7月末を予定しています。不許可者及び半額免除者は、指定された期日までに所定の授業料を納入してください。

5. 申請方法・申請期限（期限厳守）

- ① 申請希望者は、2023年2月下旬以降、学生支援課窓口で交付を受けるか、本学ウェブサイト (<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/exemption.html>) よりダウンロードして、申請書類を入手してください。
- ② 申請希望者は、申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、4月中旬に学生支援課窓口へ提出してください。※入学料免除・徴収猶予（延納）と併願する者は、できるかぎり2023年3月1日（水）～3月7日（火）に同時に申し込むようにしてください。間に合わない場合は別々に申請しても構いません。

III. 授業料の徴収猶予（延納・分納）

経済的理由によって授業料の納入期限までに納入が困難で、延納又は分納を希望する者は、2月下旬以降、学生支援課窓口で交付を受けるか、本学ウェブサイト (<https://www.hit-u.ac.jp/shien/fee/extension.html>) よりダウンロードをして申請書類を入手してください。

申請希望者は、申請書類に必要事項を記入の上、必要書類を添えて、4月中旬に学生支援課窓口へ提出してください。※入学料免除・徴収猶予（延納）と併願する者は、できるかぎり2023年3月1日（水）～3月7日（火）に同時に申し込むようにしてください。間に合わない場合は、別々に申請しても構いません。

結果発表は2023年5月中旬を予定しています。

IV. 注意事項

- ※授業料免除・延納・分納は併願することはできません。
- ※一度納入した入学料及び授業料は返還できません。
- ※既に入学料・授業料を納入した者は、その入学料・授業料についての免除・延納・分納申請ができません。
- ※申請期間外の受付は原則として認められません。
- ※土曜日・日曜日は受付を行いません。
- ※学生支援課関連事項は、本学ウェブサイトでお知らせしますので、入学後はウェブサイトを定期的に確認するよう心がけてください。